

平成26年度

新宿区立新宿NPO協働推進センター
指定管理者の管理業務に係る事業評価報告書

平成27年9月

新宿区立新宿NPO協働推進センター

指定管理者事業評価委員会

目 次

I	評価の目的	1
II	評価の概要	2
1	評価者	2
2	評価委員会開催概要	2
3	評価項目	2
4	評価対象	2
5	評価方法	2
III	評価の結果	3
1	評価結果	3
2	項目別の評価	4
3	総合評価・全体評価	7
IV	施設の概要	8
1	施設概要	8
2	指定管理者	9
3	運営状況	10
○	参考資料	12

新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者の管理業務に係る
事業評価に関する要綱

この報告書における「NPO」とは、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動（営利を目的とせず、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動）を行う団体を指しています。

I 評価の目的

新宿区立新宿NPO協働推進センター（以下「NPOセンター」という。）は、新宿区内において社会貢献活動を行う特定非営利活動法人その他の多様な主体の協働の取組を推進し、地域の課題を解決するための基盤を整備することにより、区内における社会貢献活動の健全な発展を図り、もって区民の福祉の向上に寄与するため、平成25年4月1日に開設しました。

NPOセンターの管理運営については、効率的で質の高いサービスを提供できるように、指定管理者制度を導入し、指定管理者選定委員会、議会の議決など必要な手続きを経て、一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会を指定管理者として指定しました。

新宿区では、指定管理者の管理業務が協定書の定めに従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って円滑に運営し、施設利用者へのサービスの向上がなされたかなどを検証するために、毎年度終了後、指定管理者の管理業務の事業評価を実施することとしています。

NPOセンターにおいても、評価の結果を今後の管理業務に反映させ、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、外部委員の参画による新宿区立新宿NPO協働センター指定管理者事業評価委員会を開催し、平成26年度の指定管理者管理業務の事業評価を実施しました。

この報告書は、同評価委員会による評価結果をまとめたものです。

評価結果は、今後の管理業務の改善及びサービスのより一層の向上のため、指定管理者に通知します。

II 評価の概要

1 評価者

- (1) 名 称 新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会
- (2) 構 成
評価委員 5名（外部委員3名・内部委員2名）
早田 宰 （早稲田大学社会科学総合学術院教授）
※委員長（各評価委員の互選により選任）
関口 宏聡 （特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会常務理事）
阿部 かおり（公認会計士）
山本 秀樹 （新宿区地域文化部生涯学習コミュニティ課長）
太田 公一 （新宿区地域文化部産業振興課長）

2 評価委員会開催概要

- (1) 日 時 平成27年6月18日（木） 午後2時30分から午後5時まで
- (2) 場 所 新宿区立新宿NPO協働推進センター 1階 101会議室
- (3) 出席者
ア 評 価 者：評価委員 5名
イ 指定管理者：新宿区立新宿NPO協働推進センター職員 2名
ウ 事 務 局：地域文化部地域調整課職員 4名
- (4) 内 容 施設見学、指定管理者による事業説明、質疑応答、各評価委員による評価、
評価に基づく意見交換、全体評価

3 評価項目

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 利用に関すること
- (3) 施設・設備の管理に関すること
- (4) 管理運営経費に関すること
- (5) 事業に関すること

4 評価対象

指定管理者から提出された平成26年度事業計画書、平成26年度事業実績報告書及び自己評価資料を基に、評価委員会当日の指定管理者による事業説明及び質疑応答により、評価を行いました。

5 評価方法

各評価委員が評価項目ごとの個別評価及び総合評価を行い、各評価委員の総合評価の平均値により全体評価を決定しました。

Ⅲ 評価の結果

1 評価結果

評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	評価 (平均)
1 施設の運営に関すること	2	3	3	3	4	3.0
2 利用に関すること	3	3	3	3	4	3.2
3 施設・設備の管理に関すること	4	3	3	3	3	3.2
4 管理運営経費に関すること	3	2	3	2	3	2.6
5 事業に関すること	2	2	3	3	4	2.8
総合評価	3	3	3	3	4	3.2
全体評価	3 (良)					

【評価の見方】

(1) 個別評価・総合評価

4：優良、3：良、2：妥当（必要事項はクリア）、1：課題あり

(2) 全体評価

「総合評価」欄の数値を下記基準により全体評価として記載

3.5以上 の場合 4：優良

2.5以上3.5未満 の場合 3：良

1.5以上2.5未満 の場合 2：妥当（必要事項はクリア）

1.0以上1.5未満 の場合 1：課題あり

2 項目別の評価

(1) 施設の運営に関すること

「施設の運営に関すること」について、下記の6つの小項目で評価を行いました。

① 利用率・稼働率	目標とした「利用率・稼働率・利用者数等」について達成できたか。また、それらの向上策を実行したか。
② 職員体制	適正な職員配置計画をたて施設運営に支障のない勤務体制をとったか。
③ 職員教育	業務・危機管理・個人情報保護に関する研修等、業務に必要な知識を身に着ける努力はなされたか。
④ 緊急時の対応	事故等の緊急時の対応体制が整備されていたか。また、緊急時に適切な対応が取られたか。
⑤ 区との連絡調整	仕様書に示される区との連絡、調整などに関わる業務は適切に行われたか。
⑥ その他施設の運営	その他協定書及び仕様書に定める施設の運営に関し、必要な措置を講じたか。

【評価結果】 3. 0 (各評価委員による評価の平均値)

施設の運営については、定期的に職員会議を開催し情報共有化が図られており、講座事業に職員を参加させるなど、職員教育も積極的に行われているものと評価します。また、災害救急時対応マニュアルの整備、避難経路図の掲示及び避難誘導訓練・防災訓練の実施など、緊急時の対応体制も整備されているものと評価します。

稼働率については、立地面の要因はありますが、目標に届かなかったことは改善する必要があり、対策が必要です。しかし、WEB予約サービスの一般利用団体への開放、区外のNPO活動を支援する施設へ広報誌・パンフレットの設置協力依頼など、継続的な取り組みにより、稼働率は平成25年度19.4%に対して、平成26年度40.6%へと大きく向上しており、稼働率向上に向けた取り組みの成果が見られます。

(2) 利用に関すること

「利用に関すること」について、下記の4つの小項目で評価を行いました。

① 利用手続	利用手続きは適正かつ公正に行われたか。
② 利用者サービスの向上	利用者の利便性を確保し、また、利便性向上その他に寄与するサービス・事業に努めたか。
③ 利用者対応・接客	利用者への対応・接客は良好に行われたか。
④ 利用者要望の把握・対応	利用者の要望把握は適切に行われたか。また、業務に生かされたか。

【評価結果】 3. 2 (各評価委員による評価の平均値)

利用手続きにあたっては、職員間での差異が生じないように、窓口業務マニュアルやシステム処理マニュアルなど、業務ごとにマニュアルが整備されており、手続きの標準化の取り組みがされています。

平成25年度から引き続き実施しているWEB予約サービスや作業室内の機器利用サービスなどに加え、平成26年度は、Wi-Fi通信環境の整備など利便性向上に向けた取り組みがされています。

学識経験者や社会福祉協議会職員などによる有識者会議、施設利用団体による会議及び利用者アンケートの実施によって、積極的に利用者ニーズの把握に努めていると評価します。また、貸し出しロッカーの設置や下駄箱の設置など、要望に対して柔軟に対応している点も評価できます。

今後、アンケートの回収率を上げ、より多くの利用者ニーズを把握し、さらにきめ細やかなサービスの提供を期待します。

(3) 施設・設備の管理に関すること

「施設・設備の管理に関すること」について、下記の3つの小項目で評価を行いました。

① 施設設備管理	事業計画書等に基づいた施設・設備管理業務が適切に行われたか。
② 修繕・備品管理	施設修繕や備品管理は適切に行われたか。
③ 省エネルギー・省資源	省エネルギー・省資源等に努めたか。

【評価結果】 3. 2 (各評価委員による評価の平均値)

巡回時における点検や定期点検により、適切な施設・設備管理がされています。日頃から職員が施設内の清掃、備品の点検等に努め、管理に対して意識の高い姿勢は評価できます。

省エネルギー・省資源への取り組みについては、施設の利用状況に応じた施設内照明の使用抑制、職員への裏紙使用の啓発及び近隣町会へのリサイクル活動の協力など、様々な工夫が図られています。省エネルギー・省資源に向けた継続的な取り組みを期待します。

併設する子ども園とは、平成25年度から引き続き、避難経路情報の共有、NPOセンターのイベント参加への呼びかけなど、積極的に情報共有・情報交換が図られており、施設を管理する上で良好な関係が築けているものと評価します。

(4) 管理運営経費に関すること

「管理運営経費に関すること」について、下記の3つの小項目で評価を行いました。

① 適正な会計	適正な会計管理による収支状況であるか。
② 目標の達成	目標とした利用収入・収益率を達成することができたか。
③ 経費削減、収入・収益率確保の努力	経費削減、収入・利益率確保に向けた努力はなされたか。

【評価結果】 2. 6 (各評価委員による評価の平均値)

会計処理については、毎月の月次報告で区に報告されており、適正な会計処理がされています。

一方、利用料金収入及び実施事業収入については予算を下回っており、稼働率向上の取り組みや自主事業の拡大などを通じて、安定した収入確保に向けた取り組みが望まれます。

なお、省エネルギー対策により、光熱水費や消耗品費の節減など、環境への配慮と合わせた経費節約へ向けた取り組みは評価できます。

(5) 事業に関すること

「事業に関すること」について、下記の2つの小項目で評価を行いました。

① 事業実施	事業計画書等に基づき計画した事業を実施したか。
② 事業効果	施設の設置目的に照らして、事業は効果的に行われたか。

【評価結果】 2. 8 (各評価委員による評価の平均値)

仕様書・事業計画書などに基づき、計画どおり適切に事業が実施されています。

講座事業については、クラウドファンディングやソーシャルビジネスなど、NPOの関心度合いが高いテーマの講座を企画しており、平成25年度と比べて参加人数で改善が図られています。しかし、計画通りの集客が達成できていない講座もあるため、類似施設の講座のリサーチや広報の工夫など、集客に向けた対策が必要です。

交流事業については、企業とNPO、地域とNPOの交流など、様々な交流会が行われており、顔の見える関係の構築ができています。今後は、交流会を通じてどのような協働へ発展したかを把握し、団体同士のネットワークづくりにつながるような事例を積極的に発信することを期待します。

3 総合評価・全体評価

平成26年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の総合評価の平均は「3.2」となり、全体評価は、評価基準（2.5以上3.5未満 →3:良）に照らし、「3:良」と評価しました。

平成25年度から管理業務について全体的に向上しており、各種マニュアルの整備、定期的な職員会議開催による情報共有化、仕様書・事業計画書に基づく各事業の実施など、適切な施設の管理運営ができていると評価します。

特に、利用者のニーズを積極的に把握し、ニーズに対して柔軟に対応した点や利便性の向上を図る様々なサービスを行っている点は評価できます。施設設備管理については、日頃からの職員に対する意識付けに加え、併設する子ども園とも情報共有が図られており、適切な施設管理ができていると評価します。

講座については、計画通りの集客が達成できていない講座もあるため、類似施設の講座のリサーチや広報の工夫など、集客に向けた対策が必要です。

利用者のニーズに柔軟に対応するとともに、区内の社会貢献活動団体の活動情報やニーズの把握、協働の成果事例の収集・発信などの取り組みを通じて、NPOセンターが地域を支える社会貢献活動団体の拠点として機能し、より多くの団体の協働の取り組みが促進されることを期待します。

IV 施設の概要

1 施設概要

(1) 施設名称 新宿区立新宿NPO協働推進センター

(2) 所在地 東京都新宿区高田馬場四丁目36番12号

(併設：しんえい子ども園もくもく、しんえい学童クラブもくもく、防災ルーム、防災倉庫)

(3) 施設規模

ア 複合施設全体

土地面積：4,264.16㎡

建物面積：4,126.61㎡

構造：校舎棟 地上5階建て 鉄筋コンクリート造

屋内運動場棟 地上2階建て 鉄骨造 RC造

イ 新宿区立新宿NPO協働推進センター

延床面積：1,804.88㎡

(会議室等：1,110.88㎡ 多目的室：694㎡)

多目的グラウンド：1,438㎡

(4) 開館時間等

ア 開館時間：午前9時～午後10時

イ 利用時間：午前9時～午後9時45分

ウ 休館日：毎月第二火曜日・年末年始

(5) 主要施設

階	室名	面積 (㎡)	定員 (人)	特徴
5階	501会議室	92.74	72	音響装置、天井備付けプロジェクター完備
4階	401会議室A	30.66	16	A・B合わせて一体利用可能
	401会議室B	30.66	16	
	受付、フリースペース、作業室、事務室			
3階	倉庫			
2階	2階多目的室	350.79	264	運動利用可能・土足厳禁
	男女更衣室			
1階	101会議室	43.63	18	
	102会議室	34.24	16	防音仕様
	1階多目的室	181.5	81	運動利用可能・土足厳禁
屋外	多目的グラウンド	1,438		日・祝日のみ利用可能

2 指定管理者

(1) 指定管理者名

一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会

(2) 指定期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（3年間）

(3) 業務の範囲

新宿区立新宿NPO協働推進センター条例（平成24年新宿区条例第38号。以下「条例」という。）第6条に規定する以下の業務とする。

- ・ 社会貢献活動に関する情報の収集及び発信並びに普及啓発に関する業務
- ・ 社会貢献活動を行う団体等のネットワークづくりその他当該団体等の活動の推進に関する業務
- ・ センターの利用に関する業務
- ・ 条例第21条に規定する団体登録、条例第22条に規定する利用の承認、条例第23条に規定する利用の不承認及び条例第24条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- ・ 条例第27条に規定する利用料金の納入、条例第29条に規定する利用料金の減免及び条例第30条に規定する利用料金の返還に関する業務
- ・ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

3 運営状況

(1) 施設別利用状況

施設名	利用率（日単位）			稼働率（利用区分単位）			利用人数
	利用可能日数	利用日数	利用率	利用可能区分数	利用区分数	稼働率	
101会議室	346	202	58.4%	1,038	384	37.0%	3,489
102会議室	346	197	56.9%	1,038	366	35.3%	2,665
401A会議室	346	322	93.1%	1,038	731	70.4%	5,839
401B会議室	346	304	87.9%	1,038	666	64.2%	2,328
501会議室	346	210	60.7%	1,036	403	38.9%	9,975
1階多目的室	346	85	24.6%	1,038	168	16.2%	6,042
2階多目的室	346	158	45.7%	1,033	268	25.9%	15,779
多目的グラウンド	63	10	15.9%	126	16	12.7%	679
計	2,485	1,488	59.9%	7,385	3,002	40.6%	46,796

※利用可能日数及び利用可能区分数は、各施設ごとに保守点検等により利用不能となった日数・区分数を差し引いた数である。

※利用可能区分数及び利用区分数は、1日を3区分（午前・午後・夜間）した区分数の合計である。

(2) 収支状況

① 指定管理業務 収支状況

収入			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	達成率
指定管理料	53,060,000	53,060,000	100.0%
利用料金収入	3,509,000	2,371,500	67.6%
実施事業収入	505,000	467,500	92.6%
収入計 (A)	57,074,000	55,899,000	97.9%

支出			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	執行率
人件費	28,378,000	25,405,159	89.5%
消耗品費等	1,807,000	1,093,065	60.5%
光熱水費	5,100,000	3,461,025	67.9%
委託料	11,727,000	10,546,665	89.9%
賃借料	3,312,000	2,806,696	84.7%
修繕費	595,000	198,489	33.4%
その他管理運営経費	112,000	220,894	197.2%
運営委員・分科会委員謝礼	1,059,000	555,000	52.4%
その他の実施事業費	4,984,000	6,287,785	126.2%
支出計 (B)	57,074,000	50,574,778	88.6%

収支		
項目	予算額 (円)	決算額 (円)
収入計 (A)	57,074,000	55,899,000
支出計 (B)	57,074,000	50,574,778
収支差額 (A - B)	0	5,324,222

② 自主事業 収支状況

収入			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	達成率
自動販売機売上	504,000	170,473	33.8%
その他有料サービス (コピー機・印刷機、消耗品販売他)	252,000	326,720	129.7%
収入計 (A)	756,000	497,193	65.8%

支出			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	執行率
自動販売機売上	126,000	99,082	78.6%
その他有料サービス (コピー機・印刷機、消耗品販売他)	126,000	265,128	210.4%
支出計 (B)	252,000	364,210	144.5%

収支		
項目	予算額 (円)	決算額 (円)
収入計 (A)	756,000	497,193
支出計 (B)	252,000	364,210
収支差額 (A - B)	504,000	132,983

新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者の管理業務に係る
事業評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立新宿NPO協働推進センター（以下「NPOセンター」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 区長は、指定管理者が行うNPOセンターの管理業務に関する評価（以下「評価」という。）を行うため、新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5人をもって組織する。

- (1) 外部委員 3名
- (2) 内部委員 2名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価の基準)

第6条 NPOセンターの評価は、次に掲げる項目について、別に定める評価の基準により行うものとする。

- (1) 施設の運営に関すること。
- (2) 利用に関すること。
- (3) 施設・設備の管理に関すること。
- (4) 管理運営経費に関すること。
- (5) 事業に関すること。

(評価の方法)

第7条 委員会は、前条の評価を次のとおり行う。

(1) 指定管理者が提出した事業実施報告書その他委員会が必要と認める書類による評価

(2) 指定管理者に対するヒアリングによる評価

(評価の対象)

第8条 委員会が行う評価の対象は、当該年度の前年度に実施した管理業務とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域文化部地域調整課が処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年7月9日 26新地地管第647号 地域文化部長決定)

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。